

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	証券取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成19年7月13日
【事業年度】	第96期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）
【会社名】	宝ホールディングス株式会社
【英訳名】	TAKARA HOLDINGS INC.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大宮 久
【本店の所在の場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5100番
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松崎 修一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町20番地
【電話番号】	(075) 241局5134番
【事務連絡者氏名】	取締役経理部長 松崎 修一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜1丁目8番16号)

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第96期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正（追加）箇所は下線を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第4 【提出会社の状況】

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況並びにリスク管理体制の整備の状況

①～⑥省略

⑦監査役監査、内部監査及び会計監査について

- ・当社の監査役は、取締役会等の重要会議への出席や重要書類の調査を通じて、取締役の意思決定状況や職務執行の適法性を監査するほか、監査室スタッフと連携して当社及び当社の子会社の往査を行い、適法性・準則性の観点から監査を行っております。
- ・当社の内部監査部門である監査室（3名）は、問題が発生する前に予防できる管理体制作りに重点を置くリスクマネジメント監査を行っております。その結果については社長への報告のほか、関係部署と情報の共有化を図り、内部統制・内部牽制の充実に努めております。
- ・会計監査は監査法人トーマツに委嘱しており、当決算期に係る監査は、同監査法人の指定社員である公認会計士、山口弘志、中本眞一の両氏が執行しております。また監査業務に係る補助者の構成は公認会計士3名、会計士補5名、その他2名となっております。
- ・当社の監査役と監査室は、会計監査人と年に数回会議を行い、相互に監査計画の説明や、原則四半期毎の監査の実施状況報告を行うとともに、毎決算期末には、当該年度の監査の総括報告を行い、情報の共有化を図っております。

⑧取締役の選任決議要件

当社は、「会社法」第341条の規定により、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。また、取締役の選任決議は累積投票によらない旨も定款に定めております。
なお取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨定款に定めております。

⑨自己の株式の取得の決定機関

当社は「会社法」第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨定款に定めております。これは、事業環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とすることを目的とするものであります。

⑩株主総会の特別決議要件

当社は「会社法」第309条第2項に規定する特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは定足数の確保をより確実にすることを目的とするものであります。